

現代語体系を中心とする 活用語命令形の用法の再整理

北嶋 勇帆

1はじめに

「話し手が聞き手に対して、未実現の事態を成立させるように促す」ことをひとまず「行為要求」と呼び、何らかの形式によってこの「行為要求」を行う表現を、「行為要求表現」と呼ぶことにする。行為要求表現の典型的なものとして、本動詞・補助動詞・助動詞の命令形によるものがある。(1a, b)は命令、(1c)は依頼として認められるが、ここでは命令と依頼を一括して行為要求表現としておく¹。

- (1) a. 窓を開けろ。
b. 窓を開けなさい。
c. 窓を開けて下さい。

一方、命令形を用いた表現は行為要求の典型的なものではあるが、実際に命令形が用いられる文脈を見てみると、厳密には「行為要求」とは解しがたい例が見られる。例えば、次の例について考えたい。

- (2) a. もういっぺん言ってみろ、殴るぞ。
b. 「さっき 100万円拾ったんだ」「嘘つけ」
c. いづれにせよ、もう手遅れだ。

(2a) 「もういっぺん言ってみろ」において、話し手は聞き手が文字通りに「もういっぺん言う」ことを望んでいるわけではない。むしろ「殴るぞ」という脅しを提示することによって「それ以上言わない」ことを遠回しに要求しているものと考えると、再度の発言を要求しているとは捉えづらい。

(2b) 「嘘つけ」においても同様に、話し手は聞き手に「(100万円を拾ったという)嘘をつく」ことを要求しているわけではない。こちらも「そんな嘘をつくな」と同義的に捉えられ、「言ってみろ」の例と同様、行為の遂行の要求を行っているわけではない。

¹ 出典のない用例は作例であり、引用中の強調等は筆者による。

こうした字義通りの命令とは読み通れない（が、何かしらの要求をしているように見える）ものに加え、(2c) のように「せよ」「あれ」といった動詞命令形が「いずれにせよ」「何であれ」という仮定条件を提示する複合形式を構成することがあるが、もはやここから命令の意味合いを汲み取ることはできない²。

このように「活用語命令形」という一つの形態が複数の用法を持つ³ことに着目し、命令形を用いて純粋な「行為要求」を行うものを「命令形の中心的用法」、厳密には「命令」「行為要求」と解釈できないものを「命令形の周辺的用法」と設定する。「命令形以外による行為要求表現」と併せて、主な形式との対応を表1に示す。

表1 命令形の中心的用法と周辺的用法

| | 命令形 | 命令形以外 |
|------------|-----------------------|---------------------|
| 行為要求表現 | ～しろ、～なさい 等 | ～て、否定疑問文 ～る、～た 等 |
| 行為要求表現ではない | 言ってみろ、嘘つけ いずれにせよ 等 | |

ここで、上に示した中心的用法と周辺的用法の間に何らかの派生関係があり、歴史上のある段階で新たな用法の発生・派生や既存の用法の衰退が起きたと仮定する⁴。本稿では、各用法の史的考察を行う足がかりとするために、現代語において命令形が持つ用法を整理することを目的とする。

本稿の構成を示す。まず、第2節で行為要求表現の成立条件に関する先行研究を検討

2 なお、「命令」には行為の成立を要求する「肯定命令」と、行為を成立させないことを要求する「否定命令」があるが、本稿では「～な」などを用いる典型的な否定命令を直接には扱わないため、前者の「肯定命令」を「命令」「行為要求表現」と呼ぶ。後者の「否定命令」を「命令」や「行為要求」として扱うことはせず、言及する際には「禁止」として扱う。

3 ここで言う「活用語命令形」とは、口語・文語の動詞・助動詞と、文語形容詞・形容動詞の命令形を指す。

4 「命令形」の名はこの活用形が示す典型的用法である「命令」を冠しただけであるから、命令形を用いた文が命令以外の意味を持つこと自体には何も問題がない。本稿で考察の対象するのは「かつて命令を示すための典型的なものとして存在した形態」と仮定されるものとしての命令形であり、その典型例からの「ずれ」を観察することを主眼に置く。よって、「命令形の用法 四段、サ変活用では、完了の助動詞「り」が付く」（時枝 1954：337）、「上代かなづかいでは甲類のかなに「り」がついているので（四段動詞の命令形は甲類、已然形は乙類）、少なくとも上代では命令形につくというべきだといわれている」（松村明編 1971『日本文法大辞典』明治書院 吉田金彦執筆「り」）、「上代という共時態に立って記述する限り、命令形を命令法に立つのを唯一の機能とする形だと考えなければ済むことである」（浅見 1981：23）のように、命令形に接続する助動詞として扱われることのある完了の「り」に上接する語については、確かに外形上は命令形であるが、この「/e 甲り」は、「あり」の連用形に転音が生じたものである（坪井 2002 など）ことから、命令形に由来するものとは捉えず、本稿の研究対象とはしない。

し、第3節では命令形が持つ用法の分類に向けて、「発話の段階で行為要求と見なされる」ために必要十分な条件を規定する。第4節では、規定した条件からの逸脱の仕方に基づく用法の分類を提案する。第5節はまとめである。

2 行為要求表現の成立条件に関する先行研究

以下、発話行為論などの文脈において、「命令」「行為要求」の文が成立するための条件を提示した研究を概観する。

2.1 Searle (1969)

Austin (1962) が提唱した発話行為の理論を発展させた Searle (1969) は、発話行為が成立するための条件として、以下の4つの適切性条件を挙げている (Searle 1969 : 66)⁵。

命題内容条件 (propositional content condition)：発話の内容が満たすべき条件

準備条件 (preparatory condition)：発話の状況に関する条件

誠実性条件 (sincerity condition)：話し手の意図に関する条件

本質条件 (essential condition)：特定の発話内行為の遂行に本質的な条件

この条件を依頼 (Request) に適用させると、以下の通りになる。

命題内容条件：命題は聞き手による未来の行為である。

準備条件：1. 聞き手は行為を行う能力を持ち、話し手は、聞き手がその能力を持つことを信じている。

2. 話し手・聞き手の両方にとって、聞き手が自然の成り行きで自発的に行行為を行うかどうかは自明でない。

誠実性条件：話し手は聞き手に行行為の遂行を求めている。

本質条件：話し手が聞き手に行行為を実行させようとする試みであると見なされる。

この条件に加え、命令 (Order) や司令⁶ (Command) の場合には「話し手は聞き手より権威ある地位にいる」という準備条件が追加される⁷。

なお、Searle (1969) を解説する金水・今仁 (2000) では、以下のような例が、適切性条件の違反によって言語行為が成立しなくなる例として挙げられている。それぞれ、

⁵ 訳は金水・今仁 (2000) を参照。

⁶ 「司令」の語は山梨 (1986) の訳語による。司令は特に、軍の上官等の地位にある者からの命令を指すようである。

⁷ その他、Command の場合は準備条件 2 が不要になる可能性があること、Order, Command のいずれの場合でも、話し手が聞き手より権威ある地位にいることにより、発話が、聞き手に行行為を実行させようとする試みとしてみなされるために、権力の関係性が本質条件に影響を与えることが述べられる。

(3a) は命題内容条件に、(3b) は準備条件に、(3c) は誠実性条件・本質条件に、(3d) は準備条件・誠実性条件・本質条件に違反する。

(3) a.*一昨日おいで。

b.*（1歳の赤ん坊に向かって）そこの醤油を取ってくれないか。

c.*（話し手が、人にいじめられるのが好きな人でない場合に）わたしをもっといじめてください。

d.*金を出さないと、ここで逆立ちするぞ。

（金水・今仁 2000：139）

2.2 仁田（1990, 1991）

仁田（1991）は「行為要求表現」を「働きかけ表現」として扱い、「働きかけの文」の成立条件を「話し手側の条件」「聞き手側の条件」「実現される事態の側の条件」の3種に分類し、次のように細分化している。

[I] 話し手が働きかけの文を発する際の話し手側の条件

[I・a] 話し手は相手たる聞き手に対して働きかけを行いうる立場・状況にある。

[I・b・1] 話し手は、相手たる聞き手がある動きを実現することを望んでいる。

[I・b・2] 話し手にとって、相手が実現する事態は、都合の良い・望ましい・好ましいものである。

[II] 話し手が働きかけの文を発する際の聞き手側の条件

[II・a] 話し手の働きかけを遂行する相手が聞き手として存在する。

[II・b] 聞き手は、自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる。

[III] 実現される事態の側の条件⁸

命令されている事態は、未だ実現されていない事態である。

（仁田 1990：386, 仁田 1991：239-240 を整理）

以上の条件を欠く文は、「働きかけの文であることをやめたり、典型的なそれからずれていく」文であり、例えば、聞き手が存在しない場合や意志性を持つ相手を聞き手として据えることが出来ない場合は条件II・aを欠き、〈願望〉の文となる。

(4) a.明日、天気になーれ！

b.早く芽が出ろ！柿の種。

（仁田 1991：241）

⁸ 仁田（1990）に示される条件は〔I〕〔II〕のみで、〔III〕は仁田（1991）で追加された条件である。

動作が「自己制御性」⁹を持たない（II・b を欠く）場合、(5) のように命令文は成立しないか、もしくは (6) のような〈呪い・負の願望〉のような文に生起する。

(5) a.*心配しろ。

b.*くよくよしろ。

(仁田 1991 : 246)

(6) a.もっと困れ。

b.死んでしまえ。

(仁田 1991 : 248)

その他に、(7a-e) のように、話し手にとって都合の悪い・望ましくない事態の実現を形式上では相手に命じながら、その実では事態が実現しないことの要求を訴えている（すなわち、I・b を欠く）ものを〈反語命令〉としている。(7e) 〈反語願望〉は、I・b に加え、条件〔II〕を欠く。

(7) a.勝手にしろ！

b.嘘をつけ！

c.撃てるものなら撃ってみろ！

d.騒ぎたければ好きなように騒げ！

e.なるようになれ！

(仁田 1991 : 250)

以上の分類を私に整理し、表 2 に一覧する。

表 2 仁田（1991）による分類

| | 話し手 | | | 聞き手 | | 事態 |
|------|--------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|------------|
| | I a 働きかけうる立場にある | I b1 実現を望む | I b2 望ましい | II a 存在する | II b 自己制御性 | III 未実現 |
| 働きかけ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 反語命令 | ○ | × | × | ○ | ○ | ○ |
| 願望 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| 呪い | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| 反語願望 | ○ | × | × | × | × | ○ |

⁹ 仁田（1988）は動作が「自己制御性」を持つかどうか、どのような「自己制御性」を持つのか、によって命令の種類を「達成命令」と「過程命令」の 2 種に分類する。動作の達成への過程・企てだけでなく、動作の成立・達成を命じる「達成命令」は、「達成の自己制御性」を持つ「行く」「食べる」「殴る」「読む」のような動詞によって表現され、動作の達成ではなく、動作の達成への過程・企ての遂行を命じる「過程命令」は、「過程の自己制御性」を持つ「落ち着く」「勝つ」「合格する」のような動詞によって表現されるという。

なお、仁田（1990, 1991）には論じられていないが、話し手にとっての事態の実現の望ましさの度合いには程度がある。例えば上記の例では「勝手にしろ」「騒ぎたければ騒げ」については「実現しないことを命じる」というよりは「勝手に行動してもしなくてよい」「騒ぎたければ騒げばよいし騒がなくてもよい」という「実現しても実現しなくてもどちらでもよい」という態度に近く、いわゆる命令形の放任法として区別する方が適切であろう。また、「実現される事態の側の条件」は仁田（1991）で追加されたものであるが、〈反語命令〉〈反語願望〉等の成立条件についても仁田（1990）の記述がそのまま流用されている。「撃てるものなら撃ってみろ」は「撃つ」ことが未だ実現されておらず、「嘘をつけ」は既に「嘘をつく」ことが実現されていると考えるならば、条件〔III〕によってこの2種の間に線を引くことができるはずである。

2.3 益岡・田窪（1989, 1992）

益岡・田窪（1989, 1992）は「命令のムード」の成立条件として、「強要される動作の内容」（命令内容）の提示とその動作をすることが強制されているという意志の表明が必要であるとする（益岡・田窪 1989 : 105）¹⁰。また、意志動詞のみが命令に用いられるなどを指摘し、無意志動詞が用いられる場合は演技の指示のような特別の場合のみであること、意志的に制御できない動作を示す動詞の命令形は、祈願、呪詛等を表すとしている。

- (8) a.*この問題がわかりなさい。
b.*もっとお母さんに似なさい。

(益岡・田窪 1992 : 119)

2.4 安達（2002）

安達（2002）は仁田（1990, 1991）の議論を発展させ、「典型的な〈命令〉の文」が持つ性質を「話し手に関する性質」「聞き手に関する性質」「行為の内容に関する性質」に分けて、次の条件を挙げる。

I. 話し手に関する性質

- a. 話し手は聞き手より上位者である。
b. 話し手は聞き手がその行為を実行することを望んでいる。

II. 聞き手に関する性質

- a. 行為の実行者としての聞き手が存在する。
b. 聞き手は話し手からの働きかけがなければ、その行為を実行しない。

III. 行為の内容に関する性質

¹⁰ 改訂版（益岡・田窪 1992）では、「その動作を強制しているという話し手の意志の表明」（益岡・田窪 1992 : 118）とされ、遂行を要求する担い手が話し手であることが明示化されている。

- a.その行為は、聞き手にとって意志的である。
- b.その行為は、働きかけがあった時点でもまだ実現されていない。

(安達 2002 : 47)

条件 I a 「話し手は聞き手より上位者である」は仁田の I・a に、 I b 「話し手は聞き手がその行為を実行することを望んでいる」は I・b・1, I・b・2 に相当するものと思われる。条件 II a 「行為の実行者としての聞き手が存在する」は仁田の II・a に相当し、この条件に沿わない、つまりは聞き手が存在しないものについては〈祈願〉としている。

条件 II b 「話し手からの働きかけがなければその行為を実行しない」は仁田の分類には見られないが、Searle (1969) の本質条件に近い。

条件 III a 「その行為は、聞き手にとって意志的である」については、仁田が〈達成命令〉〈過程命令〉としたものを、安達はそれぞれ〈実行命令〉〈努力命令〉と言い換えている¹¹。

条件 III b 「その行為は、働きかけがあった時点でもまだ実現されていない」は仁田 (1991) で追加された条件〔III〕に相当するが、仁田 (1991) が「発話時点において事態が成立しているかどうか」のみを条件としていたものを、安達 (2002) は「発話時点において未実現の行為の発動」を要求する (9) 〈発動命令〉に加え、事態が既に成立している場合には「成立している行為の持続」を命じる (10a,b) 〈持続命令〉という表現が成り立つと述べる。〈持続命令〉には (10c) のように、発話時点ではなく未来のある時点における行為の持続を命じるものもある。

(9) 君、若いんだから食えよ。

(安達 2002 : 52)

(10) a.ここにいなさい。

b.まだ寝ていなさい。

c.「車はどこにある」「林の中に入れてあるわ」「じゃ、車の中で待っていろ」

(安達 2002 : 53-54)

2.5 石川 (2002, 2007)

石川 (2002) は、「命令の語用論的条件」として、以下の条件を挙げる。Searle (1969), 仁田 (1990, 1991), 安達 (2002) らは行為要求表現の成立の条件を話し手・聞き手・条件に分類したが、石川はそれらの条件に類する条件全てを話し手側の視点から捉える

¹¹ 〈実行命令〉は以下に示す前者のような「意志性の強い場合」であり、〈努力命令〉は後者のような「行為の実行を行行為者が完全にコントロールできるほど強くはないものの、ある程度の意志性を有するもの」であるという。

・こっちへ来い。(実行命令の例)

・人のことはいいから自分の心配をしろ。(努力命令の例)

(安達 2002 : 51)

ことで、行為要求は話し手の想像の範囲のみを前提とするという態度を取る。

《命令》の語用論的条件

- 1・1 話し手 S は、自らの働きかけを遂行する相手が、聞き手 H として存在すると信じている。
- 1・2・1 話し手 S は、聞き手 H に対して行為 A を働きかけうる立場・状況にあると信じており、行為 A の遂行を求めている。
- 1・2・2 話し手 S は、自らが聞き手 H に対して権威ある地位にいると信じている。
- 2 話し手 S は、聞き手 H が自分の意志で、働きかけられた行為 A を遂行する能力を持つと信じている。
- 3・1 話し手 S は、行為 A は聞き手 H によって未だ実現されていないものであると信じている。
- 3・2 話し手 S にとって、聞き手 H が行為 A を遂行することは、自明ではない。

(石川 2002 : 84)

また、この条件から、命令の基本構文には以下の制約が生まれると結論付ける。

①述語動詞に対する動作主格は第二人称に限られる

②述語動詞は意志動詞である

③テンスは非過去である

(石川 2002 : 82)

石川（2007）はこの議論に基づき、命令形が「当該の動作が聞き手によって意志的に実現されることを話し手が意図する」ことを表示する形式であるとし、仁田（1991）などで「呪い」「演技指導」とされ、例外として扱われてきた無意志動詞による命令形についても、用法の分化として統一的に説明可能であると述べる¹²。

2.6 山岡（2006）

山岡（2006）は Searle（1969）の発話行為論、Halliday（1985）の発話機能論を比

¹² また、石川・北村（2007）では以下の例のように話し手と聞き手が伝達場面に存在しない場合に命令形を用いると、聞き手を必須とする命令形というマーカーの働きによって擬似的に命令の働きをすることが説明される。

・（テレビで野球を見ていて）よし、真ん中だ、打て！ （石川・北村 2007）

石川・北村（2007）、石川（2007）とともに、命令形の「例外」とされる用法も含めた包括的な説明を試みるものだが、その範囲はいわゆる「希求」までに留まる。石川（2008）では「うそつけ」のような用法についても「(反語) といった用法が観察される理由のひとつに、すでに実現されている動作に対して「未実現という性格づけ」をあえて行っていることが指摘できるのではないかだろうか」（石川 2008 : 75）と展望が述べられるが、命令形の機能を「意志的な実現の要求」として捉えてしまうと「嘘をつけ」や「放任」のような、意志的な実現を求める形式については説明ができないため、「意志的な実現」という観点からの包括的記述は難しいのではないかと思われる。

較検討し、発話機能としての命令が成立するための条件を提示している¹³。

《命令》¹⁴の語用論的条件

- ① 話者が聴者の行動を規制する権限を有していること
- ② 意図されている行為が聴者の意志によって実行可能であること
- ③ 通常の事態の進行において聴者がその行為を行うことは自明でない

(山岡 2006 : 2)

また、発話機能としての《命令》が行われ得る文機能として〈命令〉、〈遂行〉、〈誘導〉、〈願望〉、〈意志要求〉の5つを立て、そのうち〈命令〉の命題内容条件を以下のように設定する。

〈命令〉の命題内容条件

- ① 述語が意志動詞の命令形であること
- ② 主語が第2人称動作主格であること

(山岡 2006 : 7)

この語用論的条件を満たさない場合については、「この語用論的条件②だけが充たされず、他がすべて充たされているような発話は、《命令》の形をしてはいるが、その機能を持たない、いわば「命令崩れ」となる」(山岡 2006 : 16)として、「おととい、来やがれ」「豆腐の角で頭を打って死ね」といったものを《罵倒》の例として挙げている。

2.7 井上（1993）

ここまで挙げた、行為要求表現の成立条件を論じる研究とは別の方向性で行為要求表現に分類を与えた井上（1993）の研究を紹介しておく。

井上（1993）によれば命令文は、命令文が発せられる時点で、話し手が「現在動作実行のタイミングにある」ことを前提としているかいないかという「タイミング考慮／非考慮」の2種と、「話し手側のスクリプトPと矛盾することがら～Pが存在する」ことを前提としているかいないかという「矛盾考慮／非考慮」の2種の掛け合わせによる4種の用法に分類できる。

- (11) a. 1時になりましたから仕事を始めてくださいね。 [タイミング考慮・矛盾考慮]
b. ちょっと、写真をとるんだから、動かないでよ。 [タイミング考慮・矛盾非考慮]
c. (大学を4年で卒業できなかった子供に) 本当にもう。 うちはお金がないんだから、ちゃんと4年で卒業しろよ。 [タイミング非考慮・矛盾考慮]

¹³ この条件は Searle (1969) から誠実性条件を除いたものである。氏の「発話機能論」は行為として遂行される以前の発話の機能に注目するものであるために誠実性条件が条件から捨象されることが山岡（2000）に述べられている。

¹⁴ 山岡（2006）において、発話機能は《 》，文機能は〈 〉で示される。

d. 困りますねえ。これからは、ちゃんと 1 時になつたら仕事を始めて下さいよ。

[タイミング非考慮・矛盾非考慮]

(井上 1993 : 340-350)

井上 (1993) は命令文の機能を「話し手側のスクリプトを、「こうあるべきだ (つた)」として、話し手の外部世界（聞き手の知識または現実世界）に導入するよう聞き手に働きかける」ことにあるとし、命令文についての「話し手の意向に合致した状況が発話時以降に実現されることを要求する」という解釈は、「現在まだ動作実行のタイミングになり」段階かもしくは「現在動作実行のタイミングにある」という状況下で発せられる命令文の機能を述べたものにすぎないとする。つまり「発話時以前のことがらに言及する」命令文も命令文の基本的な機能に組み込む立場を取るが、本稿では発話時以前に言及し「非難」的な意味合いを持たせる文は終助詞「よ」の付加によって臨時に許容されている¹⁵ものとして捉え、「命令」をあくまでも未然の事態に対する要求として扱うこととする。

- (12) a. (留年した子供に) ちゃんと 4 年で卒業しろよ。
b.* (留年した子供に) ちゃんと 4 年で卒業しろ。
- (13) a. (大学 3 年生の子供に) ちゃんと 4 年で卒業しろよ。
b. (大学 3 年生の子供に) ちゃんと 4 年で卒業しろ。
- (14) a. えー、さすがに今の PK は決めろよ。
b.* えー、さすがに今の PK は決めろ。

2.8 先行研究のまとめ

以上の行為要求文の成立に関する議論のうち、Searle (1969)、仁田 (1990, 1991)、安達 (2002)、石川 (2002) の 4 者は、行為要求表現の成立条件を「話し手に関する条件」「聞き手に関する条件」「要求される事態に関する条件」の 3 つに大別する点において見解が一致する。石川は全て話し手の視点から条件を捉え直し、山岡は発話場全体の条件として語用論的条件を扱うものであるが、ここでは話し手・聞き手・命題を親分類として設定し、それぞれの先行研究における条件の対応関係を表 2 に示す¹⁶。

¹⁵ 山下 (2014) や、また、井上 (1993) 本人も指摘するように、命令形以外にも勧誘を表す意志形「(よ)う」に「よ」「よね」を付加することで過去の事柄に言及することが出来ることから、「よ」の付加による臨時の機能拡張として捉えたい。

・〈締切日の翌日にレポートを提出しに来た学生に〉君ねえ、ちゃんと昨日のうちに原稿を出そう {よ
L/よね}。
(井上 1993 : 359)
・(待ち合わせの場面) A : C 君遅いね。 B : あ ! C 君、今日バイトで来られないってメール入ってた
んだった。 A : それ、早く言おうよ。
(山下 2014 : 96)

¹⁶ 表中の×は、条件を満たさないことを示す。また、*について、石川 (2002) では動作の意志性は条件に含まれず、成立条件によって基本的な命令の構文に生まれた制約であると説明される。

表2 行為要求表現の成立条件に関する先行研究の整理

| 条件 | Searle (1969) | 仁田 (1991) | 安達 (2002) | 石川 (2002) | 山岡 (2006) |
|-------------|---|---------------------------|------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 聞き手の遂行を信じる | 準備 1-1 | (II b) | (III a) | 2 | × |
| 話 し 手 | 遂行は自明でない 遂行を望ましく思う (命令の場合) 聞き手より地位が高い | 準備 2 誠実性 追加準備 | × | × | 3-2 1-2-1 語用論① |
| 聞 き 手 | 遂行能力を持つ 遂行は自明でない 聞き手が存在する 働きかけによって 行為が実行される | 準備 1-2 準備 2 × 本質 | II b × II a × | III a II b II a × | (2) (3-2) (1-1) 命題② |
| 命 題 | 行為が意志的である 行為が未実現である | × | II b 命題内容 | III a III b | ×* (3-1) 命題① |

3 成立条件の検討

第2節で見た議論は「どの時点で行為要求（を含む種々の発話）が成立するか」という基準がそれぞれ異なり、その帰結として行為要求を規定付ける条件にも異なりが生まれるため、そのズレを無視して各条件の妥当性を検討することは有意義でないと考える。本稿は、命令形に見られる種々の用法を適切に分類し、通時研究の土台とするることを主たる目的に据えるものであるから、条件からの「ズレ」が発生した用法を観察するためには、最も狭義的で典型的な命令の範囲を設定すればよい。そこで、ここまで見た先学の示す条件から、条件として最低限必要なものを選び出し、重複するもの、不要なものを排除する。すなわち、「命令」を定義付けてそこから成立条件を導き出すのではなく、先行研究それぞれが導き出した「命令」の条件を検討することで、文法変化を観察するための土台としての「行為要求の典型」を設定したい。なお、条件が「最低限必要」である場合とは、その条件を満たすか満たさないかによって生まれる2つの用法が、文法変化を観察する上で区別すべきである場合を意味する。以上の理由により、発話行為論では聞き手も発話行為のスムーズな成立に参画することが条件に含まれるが、本稿は「発話それ自体が一つの表現として成立するか」を成立の条件とし、聞き手内の信念については考慮しない¹⁷。

¹⁷ その点で、本稿が取る立場は山岡（2000, 2006）、石川（2002）に近い。

以下、話し手に関する条件、聞き手に関する条件、命題に関する条件の順に検討する。

3.1 話し手に関する条件

3.1.1 遂行可能性の見積もり

まず、「聞き手が行為を遂行できると話し手が信じているかどうか」は、遂行能力を持つ聞き手の存在の有無の条件と並行するため、ここでは成立条件から除外する。「遂行能力を持つ聞き手が発話の場に存在する」ことを話し手が認識していれば、聞き手が遂行能力を持つことを話し手は自動的に承認することになるためである。

3.1.2 行為遂行の自明度

「聞き手が行為を行うかが自明であるかどうか」は、文の成立そのもののために必要ではあるものの、条件を再考する必要がある。すなわち、既に行為を行うことが自明である場合、bは発話として不適切なものとなるが、cのように聞き手が行為を行わないことが自明であっても、発話は成立する¹⁸。

- (15) a. (ゲームに夢中な息子に) 勉強しろ。
- b. (既に勉強の準備を始めている息子に) *勉強しろ。
- c. (最近全く言うことを聞かない息子に、諦め半分で) 勉強しろ。

3.1.3 遂行の望ましさ

話し手が聞き手による行為の遂行を望んでいるかどうかは、文の成立条件としては不要であるが、用法の弁別のために必要である¹⁹。命令形の放任用法や、「テミロ」を用いた条件文に見られるような用法は、行為の遂行を望ましいものとして捉えていない²⁰。

- (16) a. 笑うなら笑えよ。
- b. もういっぺん言ってみろ、殴るぞ。

3.1.4 話し手の優位性

「話し手が地位的に聞き手より上位であるかどうか」は、命令であるか依頼であるかを弁別するためには必要であるが、行為要求表現の成立のためには必要がない。また、

¹⁸ cの場合、終助詞「よ」や終助詞的な「って」を付加すると許容度が上がる。

¹⁹ 遂行が望ましくない場合であっても、遂行することさえ承認してしまえば行為要求そのものは行えるようであり、この点でいわゆる「放任」と呼ばれるものは「許容」に近い。
(いじめられっ子がいじめっ子に) 分かったよ、持つていけよ。

²⁰ また、聞き手の条件との組み合わせを考えるために、ここで行為の遂行者を聞き手に限定する必要はない。なお、この条件は、最初に挙げた「聞き手が行為を遂行できると信じているかどうか」の条件と隣接する。放任のよう行為の遂行を望ましく思っていない場合であっても遂行可能性を高く見積もる場合はあるが、遂行可能性を低く見積もることと行為の遂行を望ましいと思うことは共存が難しい。

*お前には無理だろうが、このプロジェクトを成功させろ。

次の例のように、(例えば教師と学生の関係のような)客観的な地位の高さは不要であり、あくまでも話し手の認識の中で、聞き手より地位が高ければ、その発話は命令として成立し得る。

- (17) (不良学生が教師に向かって) 「授業やめろ！帰れ！」

3.2 聞き手に関する条件

3.2.1 聞き手の存在と遂行能力の有無

「聞き手が行為を遂行する能力を持つかどうか」は、発話の成立条件としては不要であるが、用法を弁別する上で必要な条件である。また、「聞き手が存在するかどうか」は用法を弁別する上で必要な条件であるが、「行為を遂行する能力」を軸にして考えたとき、聞き手が存在しないという状況下で発せられる命令形の発話中で想定される聞き手は、行為を遂行する能力が最も低いものとして捉えられる。よって、「聞き手が行為を遂行する能力を持つか」の条件に併せて組み入れることで「行為を遂行する能力を持つ聞き手が存在するか」という条件にまとめる。

3.2.2 行為遂行の自明度

聞き手にとってその行為を行うかどうかが自明でないことは、発話の機能を弁別する上では必要な条件ではない。発話行為としての「命令」であれば、聞き手による行為の適切な遂行までを含めて命令であると規定されるが、ここでは話し手にとって自明でないことのみが条件として設定されていればよい。聞き手にとっては行為を行うことが自明である場合でも、話し手の発話自体には差異が生じないことは、次の a, b のような例から確認できる。

- (18) a. 母「ちゃんと勉強しなさい！」 子「はーい」
b. 母「ちゃんと勉強しなさい！」 子「言われなくてもやってるよ！」

3.2.3 働きかけによる行為遂行の有無

「働きかけによって行為が実行されるかどうか」は、文の成立条件としても、用法の弁別のための条件としても不要である。この条件一つが全ての行為要求表現の条件を担えてしまう上に、そもそも、「働きかけによって行為が実行される」ならば、「働きかけによって行為が実行される文」は成立して当然である。他の条件の組み合わせによって、「働きかけによって行為が実行される」ことや「働きかけがなければ行為を実行されない」という性質が浮き上がるものとして捉えたい。

3.3 命題に関する条件

3.3.1 行為の意志性

命題に関する条件について、「行為が意志的であるかどうか」は、発話の成立の条件としても、用法の弁別のためにも必要な条件である。発話の成立について、無意志動詞は命令形を持たないとされる（仁田 1988 など）一方で、杉本（1995）は（19b）のような例を無意志動詞の命令形の例として挙げている。しかし、この例の場合はあくまでも行為を遂行する主体（ここでは「雨」）が意志性を持ち得ないのであって、「行為に聞き手の意志が関係するかどうか」という観点からは区別されるべきである。

- (19) a. *慌てろ。
b. 雨よ降れ。

（仁田 1991 : 244）
（杉本 1995 : 51）

3.3.2 行為の実現度

「行為が未実現であるかどうか」という条件は、文成立のためにも、用法の弁別のためにも必要な条件である。まず、文の成立について、行為の実現度の条件以外については適切な命令が行われている文を想定した場合、(20a) のような発話は不適切になるが、既に起きたことに言及する場合でも、(20b) のような発話は成立する。

- (20) a.*（窓が開いている状態で）窓を開けろ。
b. (PK を外したサッカー選手に) 今のゴールは決めろよ……

2.7 項で説明したように、この、非難的な意味合いを持つ用法は、終助詞の付加によって臨時的に許容される用法として捉えるが、行為の実現度は単に「実現されたかどうか」ではなく、「未実現」なのか、命題に沿う形で実現された「既実現」か、反する形で実現された「非実現」か、という分類を想定する²¹。例えば上の例において、前者は「窓を開ける」という行為が「窓を開ける」という事態として成立した「既実現」の例であり、後者は「PK を決める」という行為が実現されず、「PK を外す」という事態が成立した「非実現」の例であるとみなされる。

また、事態が既実現である場合に成立する発話として、「嘘をつけ」の類が挙げられる。

- (21) a. 「さっき、100万円拾ったんだ」「嘘をつけ」
b.*「さっき、100万円拾ったんだ」「100万円を拾ったと嘘をつけ」

また、遂行を望ましく思わない「テミロ」の条件文については、事態（一步動くこと）は未実現であっても、既実現にほど近い状態であると考える。

²¹ 高梨（2002）の当為表現の分類を援用した。また、高梨（2002）の、事態の実現状態による分類が命令表現にも適用可能であることについては、井島（2013）に既に指摘がある。

- (22) a. そこから一歩でも動いてみろ、撃つぞ。
b. ここでやつに見つかってみろ、おしまいだ。

3.4 命令形の中心的用法と周辺的用法

以上の検討を元に、狭義の行為要求表現を規定する条件を以下のように設定する。

成立条件：話し手が、以下の I ~ III の条件の全てが満たされていることを想定する。

- I . 話し手の条件として,
 - a. 話し手は、行為が遂行されることを望ましく思っている。
 - b. 話し手にとって、聞き手による行為の遂行が自明なものではない。
 - II . 聞き手の条件として,
 - a. 行為を遂行する能力を持つ聞き手が存在する。
 - III. 命題の条件として,
 - a. 行為の遂行に聞き手の意志が影響する。
 - b. 行為は未実現である。
- また、命令の場合は、次の条件が追加される。
- I . c 話し手は自身の地位を聞き手より高く見積もっている。
 - 依頼の場合は、次の条件が追加される。
 - I . c 話し手は自身の地位を聞き手より低く見積もっている。

本稿ではこの条件を「活用語命令形の用法」という枠組みから見て、命令形をとりながら成立条件を満たす用法を「命令形の中心的用法」として規定する。

4 命令形の用法としての再整理

前節に挙げた「話し手の条件」「聞き手の条件」「命題の条件」のそれぞれについて、条件を満たすか、それとも満たさないか（満たさないのであれば、どのように満たさないか）によって用法を分類し、再整理を行う²²。また、史的研究への展望のため、各用

²² 行為要求・命令文に関する多くの研究は行為要求表現の視点から考察を行うものであるが、本稿と同様に命令形の用法の側から記述を行ったものに湯澤（1926, 1927）、陳（2007）がある。湯澤（1926）は中世軍記の、陳（2007）は近代東京語の、湯澤（1927）は現代語の（とは言え執筆時期を考えれば実質的には近代語の）用法を挙げている。いずれも命令形の用法を列挙するものであり緻密な分類を行っているわけではないが、参考として私に整理し以下に挙げる。

・(1) 命令を表す…… (い) 目下に対するもの (ろ) 同輩・目上に対するもの
・(2) 希望を表す (3) 仮設用いる (湯澤 1926, 湯澤 1940 : 14)
・働き掛けの機能を果たさない命令形の表現は、話し手の願望や独り言、仮定、警告、譲歩、放任、諺、描写文など、本来の行為要求とは別の意味を持つようになる。 (陳 2007 : 21)
・(1) 命令を表す…… (い) 目下に対するもの (ろ) 同輩・目上に対するもの

法の本邦における早い段階での例と、先行研究を挙げる。

4.1 中心的用法

3つの条件をすべて満たす命令形の中心的用法は「命令」と「依頼」に大別される。

先に紹介した Searle (1969) の追加条件や、森山 (2000) に「目下の人に敬意の気配りなしで言うのが命令、相手に丁寧にお願いするのが依頼」(森山 2000 : 71) とあるように、端的には、「命令」と「依頼」の区別は上から行うか、下から行うかという点に求められる。宮地 (1971, 1995) に述べられるように、「命令」「依頼」は連続的なものであって、二つの間に何かしらの線引きを与える必要性はないものとも思われるが、ここではひとまず、「話し手が自分の地位を聞き手より高く見積もっている」場合を命令、「話し手が自分の地位を聞き手より低く見積もっている」場合を依頼とし、その中間として、「話し手は自分と聞き手の地位を同程度に見積もっている」場合に命令・依頼の両方が可能であるものとすることで、その間の連続性を認める²³。

本稿は命令形の用法分類を主たる目的に据えるため、行為要求表現内の分類についてはこれ以上立ち入らない。行為要求的な要素を残したまま固定化した表現として、固定化した終助詞「かし」の用法や、「いらっしゃいませ」等の命令形由来の挨拶表現に触れておく。

4.1.1 固定化した「命令+かし」

終助詞「かし」が濁った「がし」が、次の例のように接辞的な働きをすることがある。

-
- (2) 放任の意を表す
 - (3) 仮設に用いる…… (A) 「ある」の命令形 (B) 「する」の命令形
 - (4) その他…… (A) これ見よがし (B) ばかなことを云え (C) おいでなさい (まし)
(D) 覚えて居ろ (湯澤 1927)

²³ 実際には、「話し手がどれだけ行為の遂行を望んでいるか」というパラメータも、命令らしくなるか依頼らしくなるかに大きく拘わっているものと思われる。話し手が行為の遂行を望んでいれば望んでいるほど、行為要求のあり方は依頼へと傾く。

- ・(上司が部下に) 今日中にこの資料を完成させておけ。
- ・(上司が部下に) 頼む！ 今日中にこの資料を完成させてくれ！

なお、「命令」「依頼」の線引きを行ったものに姫野 (1997, 1998) がある。姫野 (1997) は、「行為指示型発話」が行われる際の、発話行為の行為者が話し手であるか聞き手であるか(それとも話し手と聞き手か)、受益者が話し手であるか聞き手であるか、行動を取るかどうかの権利が話し手にあるか聞き手にあるか、という基準によって行為要求表現を「命令的指示」「依頼」「恩恵的指示」「勧め」の4機能に分類している(下表は姫野 1998 : 134 より)

| | | 決定権者 | |
|-----|-----|-------|-----|
| | | 話し手 | 聞き手 |
| 受益者 | 話し手 | 命令的指示 | 依頼 |
| | 聞き手 | 恩恵的指示 | 勧め |

「これ見よがし」の場合は「(聞き手に対して) これを見ろと言わんばかりの」を意味するために行行為要求的な意味合いは失っていないものと捉えられる。しかし、その一方「聞こえよがし」のような場合では、「命令形+がし」の行為を行う対象が「悪口」であって人物でなかつたり、「聞こえる」という行為が意志的でなかつたりと、中心的用法と同等のものとして扱うには検討の余地が残るため、項を立てて述べた。

(23) a. あいつ、新しい時計をこれ見よがしに見せつけてくるんだぜ。

b. 聞えよがしに先生の悪口を言った。

この接尾的な「がし」は現代語では「見よがし」「聞こえよがし」の2つの使用がほとんどであるが、近世前期から例が見られ（湯澤 1927, 此島 1966 にも指摘がある）、明治期までは生産的に用いられていたようである²⁴。

(24) a. これ見よがしのその帶は、定紋の三つ引と裏菊と。こじたゝるい引ん並べ、誰が縫うた。誰がやつた。噛みちぎつてのけうと、… (鎧の権三重帷子)

b. 有こと無こと腹立^{は立ちて}がしにいふたには違ひない。 (比翼連理花迺志満台 二編上)

c. 出て行^{いは}がしに会釈とは。余まりな義理しらず。 (比翼連理花迺志満台 三編中)

d. …と都へ上れがしに云へば韋臘は終に發憤して、

(太陽 1895-3 幸田露伴 元時代の雑劇)

e. ブルジョア・地主のひどい政府が、どんなに党員たちを苦しめるか、死ねがしに扱うか、… (宮本百合子 共産党公判を傍聴して)

4.1.2 あいさつ

「いらっしゃい」「お休みなさい」「お帰りなさい」のようなあいさつに用いる表現にも命令形が用いられているが、こちらも慣用化によって固定化しているだけであり、行為要求的意味合いは失われていないものと捉える²⁵。

4.2 周辺的用法

文末・文節末に活用語命令形を取りながら、第3節に挙げた行為要求表現の成立条件を満たさないものを命令形の周辺的用法として規定する。話し手の条件、聞き手の条件、命題の条件に分け、それぞれの条件にどのように反するかによって用法を分類していく。

²⁴ 他、「死ね上がり」のように終助詞「よ」を付加した例も見られる。

²⁵ 現代語における命令形由来のあいさつを対象とした研究に前田（1990）、史的変遷を考察したものに諸星（1999）など。

4.2.1 話し手の条件に沿わないもの

4.2.1.1 遂行の望ましさ

「話し手が聞き手に行行為の遂行を望む」ことに反する条件は「行為の遂行を望むものではない」ものであり、これは「行為の遂行に関心がない」場合と「行為の遂行を望まない」ものに分けられる。前者は、いわゆる「放任²⁶」と呼ばれるものであって、「～するならば、～しろ」という構文は上代語に既に見られる（山口 1976, 小柳 2009）。

(25) a. もういい、勝手にしろ。

b. 笑うなら笑えよ。

(26) a. 大船を 潟ぎの進みに 岩に触れ 覆らば覆れ（覆者覆）妹によりては

（万葉集 557 小柳 2009 : 3）

b. おちにきとかたらばかたれをみなへしこよひは花の陰にやどらん

（千載集 1188 山口 1976 : 51）

ここから派生したと思しきものに、従属節末に補助動詞「テミル」の命令形「テミロ」を用いる条件文的な用法がある。これを「テミロ条件文」と呼ぶこととする²⁷。（27a）のように脅しを伴って、実質的には行為を遂行しないことを要求するものもあれば、

(27b) のように「テミル」主体を二人称以外に取ったり、(27c) のように無意志的な動作を「テミル」ことによって、禁止的な含意が薄れるものがある。また、人称・意志の制限緩和は、(27d) のように同時に起こり得る。いずれの場合でも、行為の成立は望ましいものとして捉えられていない。詳しくは稿を改めて論じたいが、(27a) のように「テミル」の主体が二人称であり、かつ「テミル」動作が意志的であるものを「テミロ条件文 A 類」、(27b-d) のように人称・意志の制限に沿わないものを「テミロ条件文 B 類」とすると、A 類は中世末（北崎 2015）、B 類は近世後期（菊田 2012）に現れるようである。現代語については長野（1994, 1995, 1996, 1998）、森（2014）、門脇・田中（2015）など、通時的に観察したものは Shinzato (2002), Mori (2006), 菊田 (2012) がある。

(27) a. もういいっぺん言ってみろ、殴るぞ。

b. あいつが俺らの秘密を喋ってみろ、全ては終わりだ。

c. お前が今死んでみろ、会社はどうなるんだ。

d. この基地が奴らに見つかってみろ、大変なことになるぞ。

²⁶ 「放任」という用法の指摘は、草野（1901）や山田（1908）頃に既に見られる。

²⁷ 菊田（2012）には「テミロ条件命令文」とあるが、この文、特に(27b,d)のような例を命令文と呼ぶことには抵抗があるため、「命令」の名を付すことは避ける。命令形式による条件文は赤塚（1998）のように「命令条件文」（imperative conditional の訳語）と呼ぶのが適当と思われるが、ここでは「テミロ」が「命令」の要素を持つことから、「テミロ条件文」とした。

- (28) a. [出家→悪坊] 「やいおのれ、 最前から某をなぶつたがよひか、 今おきて見よ、
此長刀にてすねをなひで [=払って切って]くれうぞ」

(虎明本狂言集 悪坊 北崎 2015 : 223)

- b. 雨など降てみやんせ。引窓に障子がないさかい。 (浮世風呂 菊田 2012 : 65)

また、慣用的な表現ではあるが、「嘘をつけ」も「嘘をつく」ことを望ましい事態と捉えて行う発話ではなく、むしろ「そんな嘘をつくな」という禁止の含意がある。先行研究としては、大野（1990）による短信がある程度であり、管見の限りでは、近松世話物に見られる例が早い。

- (29) a. 嘘をつけ。

b. 冗談を言え。

- (30) いつそ殺せと (忠兵衛が) 抱きつけば。 (遊女梅川は) ムヽ嘘つかんせ。 毎日 /
＼新町通ひ。 延紙の鼻紙二折、三折。 結構な鼻をかまんすもの。 (冥途の飛脚)

4.2.2 聞き手の条件に沿わないもの

聞き手の条件「行為を遂行する聞き手が存在する」に沿わないものとして、「聞き手が行為を遂行する能力を持つ」に反するものと「聞き手が存在する」に反するものがある。

前者は、聞き手が無生物か、人間以外の生物である場合であり、聞き手を擬人的に扱うことによって人間に対する命令と同様の表現を行う²⁸。

- (31) a. 吹けよ風、呼べよ嵐。

b. こっちにおいで、ポチ。

後者は、聞き手となる人物がその場に存在しない場合と、聞き手が話し手自身である場合に分けられる。聞き手が存在しない場合は、聞き手を擬似的に設定して命令を行うものであり、上記の、聞き手が無生物・人間以外の生物である場合と隣接する。

- (32) a. (テレビでプロレスを見ながら) よし、そのまま抑え込め！

b. (喧嘩に負けて逃げながら) あの野郎、覚えてろ。

聞き手が話し手自身である場合についても、(33) のような例は話し手自身を擬似的に聞き手として設定するものである。これについては中崎（2002, 2012）に論じられており、成立条件として「動作の達成に困難が伴う」ことが挙げられている。

- (33) a. (独り言で) いや、ちょっと待てよ。

²⁸ 第3節に述べた通り、非情物に対する、非情物の動きを表す無意志動詞の命令形は、主体が意志性を持たないものとして扱う。上代における非情物に対する命令法の使用について、大浜（1957）、菅野（1959）など。

これに加え、動詞テ形+補助動詞「シマウ」「ヤル」「オク」の命令形によって自身に命令を行うことにより、意志の表出を示すことがある（城田 1977）。

- (34) a.夜にラーメンは太るからよくないけれど、**食べてしまえ**。
 b.もういい、今日は浴びるほど**飲んでやれ**。
 c.今日は家から出たくないな。先生には「仮病で休みます」とでも**言っておけ**。
 (35) a.命令形：「えい、面倒だ、こいつにしておけ」
 b.う・よう：「やっぱり面倒だから、こいつにしておこう」(城田 1977 : 39)

近代語以前については、湯澤（1929, 1954）が次のような例を引き、「次の如く自己について云うのは、自暴自棄的な決意を表す」（湯澤 1929 : 94）、「また自己に命令する形をとて、自分の決心を表わすのに用いることがある」（湯澤 1954 : 147）と解説する程度である²⁹。

- (36) a.アマリノンドガカワク間サラハ蓑ヲヌイデ酒ニカヘテノメカシト思フ心出ク
 ル也(中華若木詩抄 湯澤 1929 : 94)
 b.はづかしいようで行にくい。ヘン思ひ切て**やらかせ**(花曆八笑人 湯澤 1954 : 147)
 c.チヨッそんならゆるして**やれ**(浮世床二編 湯澤 1954 : 147)

また、テミロ条件文は二人称以外を「テミル」の主体に取ることがある（前掲 27b, d）。

4.2.3 命題の条件に沿わないもの

4.2.3.1 行為への聞き手の意志的な関与

無意志的な動作は現代語の体系では命令形を取りにくいということは既に述べたが、古典語資料には無意志動詞が命令形を取る例が見い出せることが指摘されている（小田 2010, 2015）。また、形容詞が現代語の体系では命令形を持たない一方で、古典語の体系では補助活用に命令形が認められるということも関連していると思われる。この用法を「希求」として扱う。

- (37) a.母と一つ所にて、後の世を**助かり給へ**。(西行物語 小田 2010 : 196)

²⁹ その他、陳（2007）にも「独り言」として明治期東京語の例が挙げられている。

・しかし……待よ。しかし今まで免官に成ツて程なく復職した者がないでも無いから、ヒヨツとして明日にも召喚状が……(浮雲 陳 2007 : 16)
 ・トイ姐さん。糞ウ。まだだまつていきをる。えいワ。まうちつと寝て居てやれイ。(当世書生氣質 陳 2007 : 16)

b.別れにしその面影の恋しきに夢にも見へよ山の端の月

(新古今和歌集 1960 小田 2010 : 196)

(38) a.尼宮は、おほけなき心もうたてのみ思されて、世にながかれとしも思さざりしを、かくなむと聞きたまふはさすがにいとあはれなりかし。 (源氏物語 柏木)

b. 然テ、其死人ノ髪ヲ強ク引カヘサセ、「努ミ放ツ事ナカレ」ト教ヘテ、

(今昔物語集 卷二四)

また、テミロ条件文は無意志的な動作を「テミル」行為として取ることがある（前掲27c,d）。

4.2.3.2 行為の実現度

「行為が未実現でない」場合を、既に行行為が遂行された場合と、行為が遂行されつつある（されようとしている）場合に区別する。また、既に行行為が遂行された場合は過去の事態に言及するものとして一括できるが、第3節に述べたように非実現と既実現、さらに、既実現にほど近い場合に分類すると、「よ」を伴う非難的な用法は「非実現」に、テミロ条件文は「既実現に近い」ものに、「嘘をつけ」は既実現に、それぞれ当てはまる。非難的な「よ」については、井上（1993）、中崎（2002, 2004, 2007）に論じられている。

4.2.4 その他

4.2.4.1 慣用的な放任用法

複合助詞「あれ」「にせよ」「にしろ」は、それぞれ「あり」「す（る）」の命令形「あれ」「せよ」「しろ」を含むものの、行為要求表現の体系からは大きく外れる。

(39) a.代表者が誰であれ、会の運営には問題がない。

b.どういう形にせよ、論文は必ず提出するように。

c.出すにしろ出さないにしろ、生きてることに変わりはないのに。

形式上から見れば「である」動作主は、人物であっても人物でなくてもよい。また、命令形の放任用法と呼ばれることからも、話し手はその事態の成立に対して関心がない。しいて言うならば「である」「にする」とことは未実現の事態であると捉えることができる。さらに、「あれ」については、無意志動詞の命令形を含む形である。

現代語の「あれ」「にせよ」「にしろ」については富樫（2005）など、中古和文を対象としたものに中村（1993）と、同氏の近代評論文を対象としたものに中村（2006）、通時調査を行ったものに北崎（2014）がある。

(40) ふるきにもあれあたらしきにもあれ、人はさらに見給はじ。

(うつほ物語 国譲中 中村 1993 : 230)

これに関連して、形容詞の命令形を用いた慣用表現も、同様の特徴を持つ。こちらは近世初期から例が見られる。

(41) a. 遅かれ早かれ、こうなることは分かっていたんだ。

b. よかれあしかれ、現代文明には刺激が多い。

(42) ヤア吐すまい / \ . 島が淨瑠璃、よかれあしかれ。おのれが冷えにも、熱気にもなることか。
(心中二枚絵草紙)

5 まとめ

本稿では、発話行為・発話機能や、行為要求表現の成立条件に関する論考に基づき、文法変化を観察するに足る狭義的な行為要求表現を規定する条件を設定した。4節ではその条件を基に用法を分類したが、その用法と条件を一覧すると表5の通りになる。

表5 中心的用法と周辺的用法

| 用法＼条件 | | 話し手 | 聞き手 | 命題 | |
|------------|---------|-------------|-----------------|----------------|---------------|
| | | 遂行の 望ましさ | 遂行する 聞き手の存在 | 行為への 意志的な関与 | 行為の 実現度の低さ |
| 行為要求表現 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 非難 | | ○ | ○ | ○ | 非実現 |
| 希求 | 主体不在 | ○ | 発話の場に不在 | 行えない | ○ |
| | 主体の無意志 | ○ | 意志性を 持たない | ○ (擬似的) | ○ |
| | 行為の無意志 | ○ | ○ | 影響しない | ○ |
| 対一人称 | | ○ | 話者と一致 | ○ | ○ |
| 放任 | ～ば+命 | どちらでもよい | ○ | ○ | ○ |
| | あれ | どちらでもよい | 任意 | 無意志 | ○ |
| | にせよ | どちらでもよい | 任意 | ○ | ○ |
| | よかれあしかれ | どちらでもよい | 任意 | 無意志 | ○ |
| テミロ 条件文 | A類 | 望ましくない | ○ | ○ | 既実現に近い |
| | B類 | 望ましくない | 一人称・三人称 の場合有 | 無意志的動作 の場合有 | 既実現に近い |
| 嘘をつけ | | 望ましくない | ○ | ○ | 既実現 |

引用資料

源氏物語・近松世話淨瑠璃：新編日本古典文学全集（小学館）
今昔物語集：日本古典文学大系（岩波書店）
比翼連理花道志滿台：国立国語研究所所蔵本（一部東大本），国立国語研究所（2015）『ひまわり版「人情本コーパス」（日本語歴史コーパス江戸時代編）』（Ver.0.1, http://pj.ninjal.ac.jp/corpus_center/chj/edo.html#ninjou）を使用
太陽：国立国語研究所編（2005）『太陽コーパス 雜誌『太陽』日本語データベース』博文館
青空文庫：全文検索システム『ひまわり』用『青空文庫パッケージ』（20151001 版, <http://www2.ninjal.ac.jp/lrc/>）を使用

参考文献

- Austin, J.L. (1962) *How to do things with words*, M.A.: Haavard University Press.
- Halliday, M.A.K. (1985) *An Introduction to Functional Grammar*, London: Edward Arnold.
- Mori, Hideki (2006) The V-te-miro Conditional Imperative and Other Imperative Forms: Grammaticalization of Lexemes in Constructions, *Journal of Japanese Linguistics* 22, pp.1-16.
- Searle, J. (1969) *Speech Acts : An Essay in the Phylosophy of Language*, London: Cambridge University Press.
- Shinzato, Rumiko (2002) From Imperatives to conditionals - the case of shiro are temiro in Japanese *CLS*, 38, pp.585-600.
- 赤塚紀子 (1998)「条件文と Desirability の仮説」『日英語比較選書 3 モダリティと発話行為』研究社, pp.2-46
- 浅見徹 (1981)「上代語」『講座日本語学 3 現代文法との史的対照』明治書院, pp.1-29
- 安達太郎 (2002)「命令・依頼のモダリティ」『新日本語文法選書 4 モダリティ』くろしお出版, pp.42-78
- 石川美紀子 (2002)「命令に関する試論 -語用論的条件と構文的条件との関係から-」『名古屋大学国語国文学』 91, pp.90-77
- (2007)「命令形の働きに関する考察 一意志動作としての性格づけと動作主の設定一」『名古屋大学国語国文学』 100 , pp.184-172
- (2008)『日本語における命令形命令文の研究 一命令表現の解明に向けて一』名古屋大学大学院文学研究科 2007 年度博士論文
- 石川美紀子・北村雅則 (2007)「伝達場面の構造からみた命令形の諸機能」『言語処理学会第 13 回年次大会発表論文集』
- 井島正博 (2013)「当為表現の構造と機能」『日本語学論集』 9, pp.133-173
- 井上優 (1993)「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」 命令文・依頼文を例に」『国立国語研究所報告 105』研究報告集 14, pp.333-360

- 大野晋（1990）「嘘をつくなというのに嘘をつけとは？」『日本語相談 二』朝日新聞社, pp.167-170
- 大浜巖比古（1957）「叙景歌と人麻呂 一その成立の契機としての「靡けこの山」—』『萬葉』25-2, pp.26-38
- 小田勝（2010）『古典文法詳説』おうふう
- （2015）『実例詳解古典文法総覧』和泉書院
- 門脇恵里香・田中江扶（2015）「日英語の条件命令文 —Say that again, and I'll beat you がもう言
うなという意味になるのはなぜか—』『信州大学教育学部研究論集』8, pp.51-60
- 菅野宏（1959）「命令法「靡け」をめぐって』『福島大学学芸学部論集 人文科学』10-2, pp.26-39
- 菊田千春（2012）「テミロ条件命令文とその成立過程：構文ネットワークの役割』『日本語文法学会第
13回大会予稿集』, pp.59-65
- 北崎勇帆（2014）「複合助詞「あれ」「せよ」「しろ」の通時的研究』『日本語学会 2014 年度秋季
大会予稿集』, pp.97-104
- （2015）「虎明本狂言集に見られる命令・要求表現』『日本語学論集』10, pp.217-239
- 金水敏・今仁生美（2000）『現代言語学入門 4 意味と文脈』岩波書店
- 草野清民（1901）『草野氏日本文法』富山房
- 此島正年（1966）『国語助詞の研究 一助詞史の素描一』桜楓社
- 小柳智一（2009）「同語反復仮定の表現と従属句化』『福岡教育大学国語科研究論集』50, pp.1-18
- 城田俊（1977）「《う／よう》の基本的意味』『国語学』110, pp.37-46
- 杉本和之（1995）「意志動詞と無意志動詞の研究 その 1』『愛媛大学教養部紀要』28-3, pp.47-60
- 高梨信乃（2002）「評価のモダリティ』『新日本語文法選書 4 モダリティ』くろしお出版, pp.80-120
- 陳慧玲（2007）「「命令形」の諸相 一近代東京語を対象として—』『文学研究論集（明治大学）』26,
pp.1-23
- 坪井美樹（2002）「評価のモダリティ』『新日本語文法選書 4 モダリティ』くろしお出版, pp.80-120
- 富樫純一（2005）「複合助詞「しろ」「せよ」「あれ」 その意味と諸用法をめぐって』『筑波日本
語研究』10, pp.1-18
- 時枝誠記（1954）『日本文法 文語編』岩波書店
- 中崎崇（2002）「独話場面における終助詞「ヨ」の機能』『日本語・日本文化研究（大阪大学）』12,
pp.105-115
- （2004）「命令形式と終助詞「ヨ」』『Studium』31, pp.28-39
- （2007）「命令形式と終助詞「ヨ」(2)』『Studium』34, pp.70-83
- （2012）「一人称主格をとる命令文に関する一考察』『表現研究』95, pp.11-24
- 長野ゆり（1994）「～てみる」の用法の一側面 命令形・条件表現をとる「～てみる」の用法について』
『現代日本語研究』1, pp.85-94
- （1995）「シロとシテミロ 命令形が仮定を表す場合』『日本語類義表現の文法（下）』くろし
お出版, pp.655-661
- （1996）「仮定を表す「～てみる」の用法について』『現代日本語研究（大阪大学）』3, pp.123-130

- (1998) 「仮定を表す「～てみろ」の用法について」『日本語教育』96, pp.143-153
- 中村幸弘 (1993) 「放任表現考」『日本文学の伝統（国学院短期大学国文学会創設十周年記念論文集）』
(中村幸弘 2005『補助用言に関する研究』右文書院 所収)
- (2006) 「近代評論文の放任表現」『国学院大学紀要』44, pp.159-188
- 仁田義雄 (1988) 「意志動詞と無意志動詞」『月刊言語』7・5, pp.34-37
- (1990) 「働きかけの表現をめぐって」『国語論究 2 文字・音韻の研究』明治書院, pp.369-406
- (1991) 「働きかけの表現」『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房, pp.225-262
- 姫野伴子 (1997) 「行為指示型発話行為の機能と形式」『埼玉大学紀要』33-01, pp.169-178
- (1998) 「勧誘表現の位置 —「しよう」「しようか」「しないか」—」『日本語教育』96, pp.132-142
- 前田広幸 (1990) 「あいさつ言葉「お+連用形」の働き 命令法系統のものを中心に」『女子大文学 国文篇（大阪女子大学）』41, pp.57-77
- 益岡隆志・田窪行則 (1989) 『基礎日本語文法』くろしお出版
—— (1992) 『基礎日本語文法・改訂版』くろしお出版
- 宮地裕 (1971) 『文論』明治書院
- (1995) 「依頼表現の位置」『日本語学』14・10, pp.4-11
- 森英樹 (2014) 「「Vてみろ」条件命令文のモダリティと再分析構造」『言語研究』145, pp.1-26
- 森山卓郎 (2000) 『ここからはじまる日本語文法』ひつじ書房
- 諸星美智直 (1999) 「近世武家・町人のあいさつことば」『国文学 解釈と教材の研究』44・6, pp.61-65
- 山岡政紀 (2000) 『日本語の述語と文機能』くろしお出版
- (2006) 「発話機能論の原理 一命令・服従を例として—」『日本語日本文学（創価大学）』16, pp.1-17
- 山口堯二 (1976) 「同語反復の仮定表現の情意性」『国語国文』45・6, pp.44-54
- 山下由美子 (2014) 「「しよう」の意味・用法 —〈非難〉・〈願望表出〉の「しようよ」—」『日本語／日本語教育研究（ココ出版）』5, pp.91-106
- 山田孝雄 (1908) 『日本文法論』宝文館
- 山梨正明 (1986) 『新英文法選書 第12巻 発話行為』大修館書店
- 湯澤幸吉郎 (1926) 「軍記物の命令形について」『国語教育』11・9 (湯澤幸吉郎 1940 『国語学論考』八雲書林 所収)
- (1927) 「口語の命令形について」『国語教育』12・2 (湯澤幸吉郎 1943 『国語史概説』八木書店 所収)
- (1929) 『室町時代言語の研究』大岡山書店
- (1954) 『江戸言葉の研究』明治書院, 増訂版（1957年）を参照

(きたざき ゆうほ 大学院人文社会系研究科 修士課程2年)